



平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 大光銀行
代表者名 取締役頭取 古出 哲彦
(コード番号 8537 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 和田 司
電話番号 (0258) 36-4111 (代表)

株式併合による 1 株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ
(会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項および第 5 項の規定に基づく自己株式の買取り)

当行は、本日開催の取締役会において、会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項および第 5 項の規定に基づく株式併合による 1 株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当行は、平成 29 年 6 月 22 日開催の第 115 回定時株主総会の決議に基づき、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として、株式併合 (10 株を 1 株に併合) を行いました。

この株式併合により生じました 1 株に満たない端数の処理につきましては、本日開催の取締役会において会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項および第 5 項の規定に基づき、自己株式として買い取ることといたしました。

2. 買取りの内容

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 買い取る株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 買い取る株式の総数 | 106 株 |
| (3) 買取りと引換えに交付する金銭の総額 | 上記の 106 株に平成 29 年 11 月 10 日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値を乗じた金額。
ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後の株式会社東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格に上記の 106 株を乗じた金額とする。 |
| (4) 買取り日 | 平成 29 年 11 月 10 日
ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後の株式会社東京証券取引所において最初に売買取引がなされた日とする。 |

以 上